

促進区域指定ガイドライン改訂案等 に関するパブリックコメントの状況

2024年4月24日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

本報告事項の概要

1. 第20回合同会議（2023年11月15日）では、以下3点の資料について事務局案を提示。
 - ① 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」（**促進区域指定ガイドライン**）
 - ② 「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」（**セントラル方式運用方針**）
 - ③ 「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」（**サイト調査基本仕様**）
2. その後、**広く国民の皆様からも御意見をいただくため、パブリックコメントを実施**（2023年11月17日～12月17日）。**全体で170件程度※の御意見を受け付け**、意見を踏まえた対応や回答について、これまで整理を行っていた。
 - ※ ①ガイドライン 50件程度、②運用方針 50件程度、③基本仕様 70件程度。同一者からの提出意見に複数の内容が含まれる場合、内容ごとに意見の分割や類似意見の集約等の処理を行っている。
3. 今回の合同会議では、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえつつ、パブリックコメントで提示した改訂案から修正した部分について御報告するもの。【資料4-2及び資料4-3参照】
 - ※ 確定版の公表の際に、パブリックコメントでいただいた御意見の内容と、それに対する国の考え方を示す予定。
 - ※ ③サイト調査基本仕様については、技術的かつ具体的な意見が多く提出されており、それらの内容についてJOGMECのサイト調査における対応可否や仕様への反映等をJOGMECと検討中。そのため、基本仕様に対する御意見の内容と国の考え方、及び修正版の基本仕様は後日公開予定。

(参考①) 地域共生基金に関するパブリックコメントの意見の状況

- ① 今回の基金に関する算定式は、第2ラウンド以降の区域での公募と同様の算定式であると理解しているが、今後の公募においても、今回の改定案で示された算定式に基づくことを原則とすべきである。今後の公募において、今回の改定案で示された算定式を上回る基金の規模となれば、先行して案件形成を行い公募を行った区域の地域から不満が噴出し、洋上風力発電の制度への不信感を与えるだけでなく、基金の規模を吊り上げる交渉の誘発や関係者間での合意形成を阻害し、今後の案件形成を遅延させる等の悪影響が懸念される。さらに、基金の規模を増額させることは、公共財の性質を有する電気料金をさらに上昇させ、国民負担を増加させる可能性があることを念頭に議論される必要がある。
- ② 電源の立地地域やその地域の漁業者との共存共栄という観点から、一定の金額を基金として積み立てることを否定するつもりはありません。しかし、本来クリーンな電源として導入を進めていくべき洋上風力が、新たな利権を生むきっかけになることは絶対に避けなければなりません。そのため、基金自体は発電事業者と地元や漁業者との民民でのやりとりとは言え、国の立場として公正なガバナンスを保持するために、基金額の算定方法と、基金からの支出や運用においてどのように透明性を確保していくのかという点が重要であると考えます。また、「透明性の確保」という言葉を示すだけでなく、どのような方法によって透明性を担保するのかといったことも併せて明確化すべきと考えます。
- ③ 地域共生基金は、地域や漁業との共生のために出捐される基金とされているが、地域によって実情は異なる。すでに情報提供を行った海域では、基金の活用を含めて協議し、理解が得られた結果導入に向けた手続きが進められている。ガイドラインを改正し、すべての海域を一律の算定式で基金額を設けることは、これまで時間をかけて協議し、理解を得てきたものが無駄になり、事業進行の妨げになってしまうのではないかと考える。
- ④ 海域により漁場特性やそこに生息する水産生物の種類や量は大きく異なっていることから、漁法、漁業の規模、関係者は区域ごとに多種多様なものとなっており、当然、地域共生基金の規模も海域の特徴を考慮することが必要不可欠です。ガイドラインの改定案では「地域間における公平性の観点も鑑みて」とありますが、基金の規模の算定式を全国一律とすることは逆に地域間の不平等と対立を招くこととなり不合理です。
- また、事業者が収益事業としての発電事業を実施する中で、地元産業等との共生のため、明確な活用目的をもって企業努力として出捐するといった地域共生基金の重要性も併せて考えると、この基金が他のコストに先がけて抑制対象とすべきものという判断は容認できません。地域共生基金の規模について、国が全国一律の算定式を示すことは問題が多くかつ不合理であり、その算定基礎は削除してください。

※ 上記は、パブリックコメントで提出のあった意見について、事務局が抜粋・要約を行ったもの

<対応の方向性>

- 事務局が提示したkW×250×30の算定式は、第2ラウンド以降の各地域において共通の考え方として調整してきた経緯を踏まえ、算定式をガイドラインに明記する方針は変更しない。
- 他方、パブリックコメントでの意見も勘案して、地域共生の取組を抑制することが目的であるかのように捉えられ得る表現は落とした上で、基金に関する取扱いは従来と同様に、地域の状況を踏まえ協議会で整理するものとし、その際、基金の規模は提示した算定式を参考とする。
- 基金を原資に実施する共生策については、これまでの各区域の「協議会意見とりまとめ」に見られるように、漁業等との共存共栄の観点を踏まえ、漁業等の振興を基に望ましいと考えられる「地域の将来像」を策定し、その実現を目指すために基金への出捐を行うもの、という趣旨を改めて明確化する。

また、「地域の将来像」を策定する前提として、地域により多種多様な漁業が実施されている点など、対象となる地域や漁業の特徴を踏まえた議論が重要であることも併せて記載する。

(参考②) 基金の透明性の確保に向けた取組の考え方

1. 基金の設置者は、基金台帳の備え付けや外部監査を受けることを「協議会意見とりまとめ」で規定しており、法定協議会でも必要な報告を定期的に実施していくことになる。
2. 例えば、以下フロー図の形で運用することで、基金の透明性確保や共生策の検証・改善が期待される。

(例) 山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ

3. 留意事項 (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ⑥ 地方自治体以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。

「地域の将来像」の策定から共生策の実施に関するフロー

